

応用脳科学コンソーシアム 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本コンソーシアムの名称は、「応用脳科学コンソーシアム」とする。(英文名: Consortium for Applied Neuroscience、略称名: CAN、以下、「本コンソーシアム」という)

第2条 (目的)

本コンソーシアムは、本コンソーシアムに参加する会員(以下、「会員」という)が、ヒトを含む動物の脳とそれが生み出す機能に関する研究分野である脳神経科学(以下、「脳科学」という)や、脳科学の研究知見を核とし、関連する他の研究領域と融合した応用科学(以下、「応用脳科学」という)及びその関連領域の研究知見を有する研究者(以下、「研究者」という)と共同で、会員の各種の事業活動に応用するための研究活動を実施することを目的とする。また同時に、この達成に貢献する人材を広く輩出することを目的とする。

第3条 (活動)

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、以下の各号の活動を行う。(以下の各号を総称し、「本コンソーシアムが主催する各活動」とする)

- (1) 異業種の民間企業と異分野の研究者が共同で、応用脳科学研究及びその事業活用を実現するための各種の研究開発活動(応用脳科学R&D研究会、以下、「R&D研究会」という)
なお、本コンソーシアムは、R&D研究会の一環として、企業のニーズに対する応用脳科学領域の可能性を探る異業種の民間企業と異分野の研究者の交流会(以下、「ワークショップ」という)を開催するものとする。
- (2) 脳科学の基礎知識から最先端の知見にいたる専門的な研究知見を有する研究者を講師として招聘し、事業活用という観点から脳科学を学ぶことで、応用脳科学研究及びその事業活用に貢献する人材を輩出するための各種の人材育成活動(応用脳科学アカデミー、以下、「アカデミー」という)
- (3) 会員と研究者の交流、各種研究活動・人材育成活動に資する情報の収集及び本コンソーシアムの活動の社会への発信を促進するための各種の人材交流及び啓発活動(応用脳科学ネットワーク、以下、「ネットワーク」という)
- (4) 前各号に資する、あるいは前条の目的を達成するための各種の活動(各種の政策提言、調査研究事業、一般向けシンポジウムの開催、他団体との連携及び交流等)

第4条 (運営)

1. 本コンソーシアムが主催する各活動の運営及び活動内容に関する事務処理を行うため、事務局を設置する。
2. 本コンソーシアムの事務局は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所内に置き、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が事務局の活動に必要な事務局員を配する。
3. 事務局には、事務局長1名を置く。事務局長は、事務局が選任及び承認した、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所の社員でかつ事務局員である者がこれを務める。事務局長は、事務局員を指導し事務局運営を円滑に遂行するよう努める。なお事務局長は、ステアリングコミッティの議長を兼務するものとする。
4. 事務局は、本コンソーシアムの運営にあたって、以下の各号の活動を担当する。
 - (1) 本定款に定める各種の事務手続き
 - (2) 会員の入退会、会員の参加登録及び登録変更の管理
 - (3) 会費の管理及び会計報告
 - (4) 本コンソーシアムが主催する各活動の運営(運営方法や年会費使途の決定、各活動の開催設定、検討内容や議事内容に関する案の提示、案の作成のための事前活動等)
 - (5) 本コンソーシアムが主催する各活動の運営に関する、ステアリングコミッティにおける報告
 - (6) 本コンソーシアムが主催する各活動の運営に必要な調査活動及び当該調査活動にかかる

- 著作物の利用に関する管理
- (7) 本コンソーシアムが主催する各活動の運営に必要な会員への情報提供、あるいは社会への情報発信
5. 事務局は、常に以下の各号の書類を適切に管理・保管する。
- (1) 本定款
 - (2) 会員名簿、各活動への参加者名簿
 - (3) 本コンソーシアムが主催する各活動において各会員より事務局に開示される機密情報
 - (4) ステアリングコミッティの議事に関する書類
 - (5) その他事務局が管理すべきと一般的に判断される全ての必要書類
6. 事務局は、本コンソーシアムにおける以下の各号の活動の議事について、議事録を作成する。
- (1) ステアリングコミッティ
 - (2) R&D 研究会・ワークショップ
7. 事務局は、会員から提供された個人情報(個人情報とは「個人情報の保護に関する法律」第2条に定める個人情報及びその蔵置媒体を指し、参加者に関する情報を含む。以下、「個人情報」という)について、以下の各号の内容を遵守する。
- (1) 事務局は、個人情報を本コンソーシアムの運営及び活動以外の目的のために利用(以下、「目的外利用」という)してはならない。
 - (2) 事務局は個人情報を第三者に提供してはならない。
 - (3) 事務局は、個人情報について、目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等(以下、「漏洩等」という)の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - (4) 事務局は、自己の責任において、個人情報を取扱う事務局の従業者(事務局が所属する企業の組織内にあつて直接間接に事務局の指揮監督を受けて事務局の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、取締役、監査役、派遣社員を含む。以下、「従業者」という)に本定款の義務を遵守させるものとする。
 - (5) 事務局は、本コンソーシアムの活動終了後も前各号の項目を遵守しなければならない。
8. 事務局は、事務局が担当する運営の一部または全部を第三者に委託することができる。委託を受けた第三者は、本定款の全てを遵守しなければならない。
9. 会員及び事務局は、本コンソーシアムが主催する各活動において、当該各活動に参加する当事者間で個別の契約(以下、「個別契約」という)を締結することができるものとする。個別契約において、本定款と異なる定めをした場合、当該個別契約の当事者間においては、当該個別契約が本定款に優先して適用されるものとする。

第2章 会員

第5条 (会員種別)

本コンソーシアムは、以下の各号の会員で構成され、詳細は別紙1に定める通りとする。

- (1) 特別会員：ステアリングコミッティに参画し、本コンソーシアムを主体的に運営する権利及び義務を負う事業法人(及びその連結子会社)等
- (2) R&D 研究会員：R&D 研究会を中心とした本コンソーシアムの活動に参加する事業法人(及びその連結子会社)等
- (3) アカデミー会員：アカデミーを中心とした本コンソーシアムの活動に参加する事業法人(及びその連結子会社)等あるいは個人
- (4) 協賛会員：本コンソーシアムの発展に資する、脳活動の計測技術やそれに関連する各種技術ないしノウハウを保有する事業法人(及びその連結子会社)等
- (5) プラチナ会員：特別会員として3年間活動を行い4年目以降も継続して特別会員として活動する会員
- (6) ゴールド会員：R&D 研究会員として3年間活動を行い4年目以降も継続してR&D 研究会員として活動する会員
- (7) 一般会員：ワークショップに参加する事業法人(及びその連結子会社)等

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、第2条(目的)に定めた本コンソーシアムの目的をよく理解し、真摯に活動するように努めなければならない。
2. 会員は、本コンソーシアムが主催する各活動にあたっては、日本神経科学学会が定めた「ヒト脳機能の非侵襲的研究」の倫理問題等に関する指針(2009年2月3日改訂、2009年12月4日、2010年1月および3月語句訂正)を遵守すると共に、サイエンティフィ

ックアドバイザーによる助言・問題提起等がステアリングコミッティを通じて伝達された場合、これに則って科学的かつ倫理的に適切な議論・検討及び研究をするよう心がけなければならない。

3. 会員は、本定款を遵守しなければならない。
4. 会員は、ステアリングコミッティの決定を遵守しなければならない。
5. 会員は、別紙1に定めた所定の費用を事務局に納めなければならない。
6. 協賛会員は、特に以下の各号の内容について主体的に活動しなければならない。
 - (1) 参加する R&D 研究会において、協賛会員が有する脳科学及びその関連領域の研究知見を積極的に他の参加者に提供し、当該 R&D 研究会の研究活動に貢献するよう努めなければならない。
 - (2) 本コンソーシアムの会員に対して、協賛会員が有する脳科学及びその関連領域の研究知見を提供するセミナー等の機会を創出するよう努めなければならない。
 - (3) 協賛会員が有する脳活動の計測技術ないしノウハウの標準化等に関する R&D 研究会が設置された場合には、当該 R&D 研究会において中心的な役割を果たさなければならない。

第7条 (入会及び会員種別の変更)

1. 第2条(目的)に賛同し、本コンソーシアムへの入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出の上、事務局がこれを承諾し、別紙1に定めた所定の費用を支払ったことをもって、本コンソーシアムに入会できるものとする。
2. 入会にあたっての費用の支払い期日に関しては、事務局と入会を希望する者が別途協議の上、本コンソーシアムの活動期間中の任意の日に変更することができる。
3. 特別会員、R&D 研究会員、法人会員及び協賛会員の連結子会社は、その事業内容等がすでに入会している事業法人と異なると事務局が判断した場合、原則として別途入会をする必要がある。
4. 会員は、会員種別変更願を事務局に提出の上、事務局がこれを承諾し、変更に係る別紙1に定めた差額の費用を支払ったことをもって、会員種別を変更することができるものとする。

第8条 (参加者登録及び登録変更)

会員は、本コンソーシアムの参加登録及び登録変更にあたって、各会員が参加する権利を有する本コンソーシアムの各機能それぞれの定めるところに従うものとする。

第9条 (休会)

特別会員及びR&D研究会員がやむを得ない事情により、長期間各種研究会等の活動が出来ない場合には、事務局に承認を得ることで休会することができる。休会の期間は原則として1年とする。ただし、必要に応じ、休会の期間を更新することができる。休会中は、元の会員としての権利の行使が出来ないが、会費の支払いを免除する。また、休会後に復会したい場合には、申し出によりいつでも復会することが可能である。

第10条 (退会)

会員は、退会しようとするとき、事前に書面をもって事務局に届け出をし、承認を得なければならない。また、事業法人が会員である場合、当該会員が解散または破産したときは、退会したものとみなすものとする。ただし、当該会員が吸収、合併等による事由で解散する場合には、事務局の議決を得た場合のみ、本定款に基づく権利及び義務は新法人に移転される。

第11条 (除名)

1. 会員が、以下の各号の項目のうち1つでも該当するときは、事務局はこれを除名できる。
 - (1) 会費を事務局が定める納入期日までに納入せず、さらに2カ月以上納入しないとき。
 - (2) 本定款に反する行為をしたとき。
 - (3) 本コンソーシアムの名誉を棄損、または本コンソーシアムの目的に著しく反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、事務局は当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 (会費)

1. 会員は、本コンソーシアムの運営及び活動に要する経費を負担するため、別紙1に定める会員種別に応じた年会費(消費税別途、以下年会費や入会金その他事務局に納入する費用は全て同様に消費税別途)、入会金(入会年度のみ納入)及び年間研究費を事務局に納入する。ただし、初年度は、本コンソーシアムの設立日である平成22年10月1日から活動終了日まで

ある平成23年3月31日までの本コンソーシアムの運営及び活動に要する経費として、年会費相当分を事務局に納入する。

2. 活動年度の途中に本コンソーシアムに入会した会員は、入会后2ヶ月以内に原則として年会費全額を事務局に支払うものとする。
3. 事務局は、如何なる場合においても、受領した年会費を返還する義務を負わないものとする。
4. 会員は、会員種別に応じ、別紙1に定める追加費用を支払うことで、本コンソーシアムでの権利やR&D研究会等での活動等を拡張させることができる。

第3章 ステアリングコミッティ

第13条 (概要)

1. 本コンソーシアムには、本コンソーシアムの意思決定機関としてステアリングコミッティを設置する。
2. ステアリングコミッティは、第14条(構成)に定める構成によって、第15条(活動内容)に定める活動を行う。

第14条 (構成)

1. ステアリングコミッティは第17条(役員)に定める役員、本条2項に定める構成委員、第18条(日本神経科学学会との連携)2項に定めるサイエンティフィックアドバイザー及び事務局員で構成される。
2. 構成委員は、本コンソーシアムの特別会員に在籍する者とする。また、特別会員は構成委員を1名選出するものとする。

第15条 (活動内容)

ステアリングコミッティは、本定款に定めるものの他、以下の各号の事項を議決する。

- (1) 議題の提案
- (2) 会計及び活動の計画及び結果に関する承認
- (3) 本定款の変更
- (4) 本コンソーシアムの解散及び解散時の残余財産の扱い
- (5) その他、本コンソーシアムの運営にあたり重要と議長が判断する事項

第16条 (開催及び招集)

1. ステアリングコミッティは、必要に応じて開催するものとし、議長がこれを招集する。
2. ステアリングコミッティの開催は、電子メール等の電子的手段にて代行することができるものとする。
3. ステアリングコミッティは、構成委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
4. 構成委員の3分の1以上から請求があったときは、議長はステアリングコミッティを招集しなければならない。

第17条 (役員)

1. ステアリングコミッティには、役員として議長1名、副議長数名を置く。
2. 議長は、事務局長がこれを務めるものとする。
3. 議長は、必要に応じて副議長を指名する。
4. 各役員は、他の職務との兼任を妨げない。
5. 各役員は、以下の各号の職務を担う。
 - (1) 議長は、本コンソーシアムを代表してステアリングコミッティを主宰する。
 - (2) 副議長は、議長を補佐し、議長不在時に議長の業務を代行する。

第18条 (日本神経科学学会との連携)

1. 本コンソーシアムは、以下の各号に定めるような日本神経科学学会からの協力を得ることで、研究倫理、発表・報道倫理等を含め科学的かつ倫理的に適正な運営を図るよう努める。
2. ステアリングコミッティは、日本神経科学学会の推薦を受けた日本神経科学学会員をサイエンティフィックアドバイザーとして招聘する。

3. サイエнтиフィックアドバイザーは、本コンソーシアムが主催する各活動に関して、ステアリングコミッティに対し、科学的かつ倫理的な視点で助言・問題提起等を行う。
4. ステアリングコミッティは、一年に一度、本コンソーシアムの活動内容を日本神経科学学会に文書で報告し、当該報告内容について日本神経科学学会と意見交換を行う。なお、ステアリングコミッティが日本神経科学学会に報告する内容は、ステアリングコミッティが把握している内容にとどまるものとし、各 R&D 研究会内部での研究活動等の、参加会員が個別に知得する知財にかかる項目については対象外とする。

第19条（議決）

ステアリングコミッティの議事は、出席した構成委員の過半数の賛成でこれを決し、賛否同数のときは否決と見なす。

第20条（議決権）

ステアリングコミッティの議決権は、一構成委員につき一票とする。

第21条（議事録）

ステアリングコミッティの議事については以下の各号の事項を記載した議事録を事務局が作成し、活動期間内は運営事務局にてこれを保管するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会議に出席した構成委員の数、ならびに出席者名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過概要

第22条（報酬）

1. 役員はそれぞれ無報酬とする。
2. サイエнтиフィックアドバイザーを推薦する日本神経科学学会は、事務局より一定の報酬を受ける。報酬額については、日本神経科学学会と事務局が協議の上、定める。

第23条（任期）

1. 役員及びサイエнтиフィックアドバイザーの任期は、活動年度の年度末とする。ただし、再任は妨げない。
2. 交代、補欠または増員により就任した役員の任期は、前項本文の規定に関わらず、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第24条（解任）

1. 役員が次の各号の一に該当する場合、ステアリングコミッティは、第19条（議決）に従って、当該役員の解任を議決することができる。
 - (1) 心身の故障や転職など、職務を執行することができないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項2号の規定により解任しようとする場合は、第11条（除名）2項の規定を準用する。

第4章 応用脳科学 R&D 研究会・ワークショップ

第25条（概要）

1. 本コンソーシアムには、第3条（活動）1項を実現するため、R&D 研究会・ワークショップを設置するものとし、R&D 研究会・ワークショップを設置する会員を主幹事会員という。
2. R&D 研究会・ワークショップは、第26条（構成）に定める構成によって、第27条（活動内容）に定める活動を行う。

第26条（構成）

R&D 研究会・ワークショップは、当該研究会・ワークショップを設置する1つの主幹事会員、主幹事会員が参加を承認した主幹事会員以外の1つないし複数の特別会員及びR&D 研究会会員及び研究者（以下、「R&D 研究会の参加者」という）と、これを運営する事務局によって構成される。ただし、R&D 研究会・ワークショップのテーマによっては研究者の参画を前提としない場合もある。

第27条 (活動内容)

1. R&D 研究会は、当該研究会の参加者とともに、以下の各号のような内容を研究する。
 - (1) 各種研究テーマの設定及び再定義
 - (2) 研究目的の達成に資する課題抽出及び解決アプローチの検討や実験計画案の策定ないし実験の実施
 - (3) スピンオフ後の研究に関する各種検討
2. ワークショップは、事務局が定めるテーマに沿って、当該ワークショップ参加者とともに、以下のような内容を実施する。
 - (1) 事務局が招聘する研究者・有識者による研究・知見紹介
 - (2) 紹介された内容を踏まえた議論とスピンオフ後の研究に関する各種検討

第28条 (開催及び運営)

1. R&D 研究会・ワークショップは、原則として活動年度中に5回を上限として開催するものとする。
2. 開催時期は、主幹事会員と事務局が協議の上で決定する。
3. R&D 研究会・ワークショップに招聘する研究者は、事務局と協議の上、主幹事会員がこれを選定する。
4. R&D 研究会・ワークショップの開催及び運営に必要な全ての事務手続き及び研究者の選定に必要な調査活動は、事務局がこれを担当する。

第29条 (設置及び解散)

1. R&D 研究会・ワークショップは、特別会員が主幹事会員として、これを設置するものとする。また、本コンソーシアムにおいて特に必要と考えられる研究テーマであって、かつ既存の R&D 研究会における研究テーマと重複しないものに関しては、事務局がこれを設置できるものとする。事務局が設置した R&D 研究会・ワークショップについては、事務局が設定した参加費用、実験費用等を納入する必要がある場合がある。
2. R&D 研究会・ワークショップの設置の可否判断にあたっては、事務局において、科学的かつ倫理的観点から検討されなければならない。
3. 主幹事会員（当該 R&D 研究会・ワークショップを事務局が設置した場合には事務局とする。本章において以下同じ。）により設置され、当該活動年度の開催が決定した後の R&D 研究会・ワークショップは、主幹事会員が参加会員との協議の上、これを解散できるものとする。

第30条 (参加)

1. 会員は、第2章 会員の定めるところに従って、R&D 研究会・ワークショップに参加することができる。
2. 会員は、R&D 研究会・ワークショップへの参加にあたって、参加を希望する R&D 研究会・ワークショップの主幹事会員の承認を得なければならない。
3. 主幹事会員は、自らが設置した R&D 研究会に参加を希望する他の会員の参加の承認ないし不承認の判断にあたって、当該 R&D 研究会の参加会員と十分に協議しなければならない。
4. 会員は、活動年度の途中から R&D 研究会・ワークショップに参加した場合、当該活動年度の初回からの全ての研究内容に関する資料等を、事務局を通じて得ることができる。

第31条 (退会)

主幹事会員以外の参加会員は、参加している R&D 研究会・ワークショップを退会することができる。

第32条 (除名)

1. 主幹事会員は、主幹事会員以外の特別会員及び R&D 研究会員が当該 R&D 研究会・ワークショップの目的に相応しくない行為を行ったと判断した場合や、当該 R&D 研究会の研究遂行に積極的に協力しないと判断した場合、これらの会員を当該 R&D 研究会・ワークショップから除名することができる。
2. 前項の規定により除名しようとする場合は、第11条(除名)2項の規定を準用する。

第5章 応用脳科学アカデミー

第33条 (概要)

1. 本コンソーシアムには、第3条(活動)2項を実現するため、アカデミーを設置する。
2. アカデミーは、第34条(構成)に定める構成によって、第35条(活動内容)に定める活動を行う。

第34条 (構成)

アカデミーは、アカデミーに参加する権利を有する会員によって構成される。

第35条 (活動内容)

アカデミーでは、アカデミーに設置する各コースのテーマに相応しい研究者を講師として招聘したり、協賛会員と連携することで、以下の各号のような内容の講義を行う。

- (1) 脳科学及びその関連領域に関する基礎的知識の講義
- (2) 研究倫理観の育成
- (3) 各種の応用的課題解決に必要な知識の講義
- (4) 脳活動計測機器やそれに関連する各種技術ないしノウハウに関する講義

第36条 (開催及び運営)

1. アカデミーの開催回数及び開催時期は、ステアリングコミッティと協議の上、事務局がこれを決定する。
2. 開催及び運営に必要な全ての事務手続きは、事務局がこれを担当する。ただし、テクニカルコースはこの限りではない。

第37条 (コースの設置及び廃止)

1. アカデミーの各コースの設置及び廃止は、ステアリングコミッティがこれを決定する。
2. コースの設置及び廃止の判断に必要な調査活動は、事務局がこれを担当する。

第38条 (講師の選出及び解任)

1. アカデミーの各コースの講師の選出及び解任は、ステアリングコミッティと協議の上、事務局がこれを担当する。
2. 講師の選出及び解任の判断に必要な調査活動は、事務局がこれを担当する。

第39条 (参加)

会員は、第2章 会員の定めるところに従って、アカデミーに参加することができる。

第40条 (除名)

1. 事務局は、アカデミーの参加会員がアカデミーの目的に相応しくない行為を行ったと判断した場合、これらの会員をアカデミーから除名することができる。
2. 前項の規定により除名しようとする場合は、第11条(除名)2項の規定を準用する。

第6章 応用脳科学ネットワーク

第41条 (概要)

1. 本コンソーシアムには、第3条(活動)3項を実現するための各種活動を実施するネットワークを設置する。
2. ネットワークは、第42条(構成)に定める構成によって、第43条(活動内容)に定める活動を行う。

第42条 (構成)

ネットワークは、ネットワークに参加する権利を有する会員によって構成される。

第43条 (活動内容)

ネットワークでは、本コンソーシアムにおける情報インフラとしての役割を担うため、以下の各号のような活動を行う。

- (1) ウェブサイトやメーリングリストの運営

- (2) 脳科学及びその関連領域の研究知見や応用脳科学研究及びその事業応用事例の収集
- (3) 本コンソーシアムの活動の情報発信

第44条 (運営)

ネットワークは、事務局がこれを運営する。

第45条 (参加)

会員は、第2章 会員の定めるところに従って、ネットワークに参加することができる。

第46条 (除名)

1. 事務局は、ネットワークの参加会員がネットワークの目的に相応しくない行為を行ったと判断した場合、これらの会員をネットワークから除名することができる。
2. 前項の規定により除名しようとする場合は、第11条(除名)2項の規定を準用する。

第7章 その他

第47条 (機密情報の保持)

1. 本コンソーシアムが主催する各活動に関わる、会員、研究者、役員、サイエンティフィックアドバイザー及び事務局員等の全ての関係者(以下、「本コンソーシアムの関係者」という)は、本コンソーシアムの関係者が参加する本コンソーシアムが主催する各活動において、他の本コンソーシアムの関係者から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された技術上、営業その他業務上の情報であつて、当該他の本コンソーシアムの関係者が機密である旨表示した情報及び当該他の関係者から口頭で開示されかつ開示後14日以内に当該他の本コンソーシアムの関係者から機密である旨書面で通知されたものを機密情報として扱い、当該他の本コンソーシアムの関係者の書面による事前の同意なしに、当該機密情報を第三者に提供、開示または漏洩してはならず、また当該機密情報が開示された本コンソーシアムが主催する各活動以外の目的に使用しない。
2. R&D研究会・ワークショップで生まれた新しい知見・情報(以下、「R&D研究会の成果」という)について、その内容が書面化され、当該書面に機密である旨表示されている場合、各活動の機密情報として扱うものとし、当該R&D研究会・ワークショップに参加している他の本コンソーシアムの関係者の書面による事前の同意なしに、当該機密情報を第三者(当該R&D研究会・ワークショップに参加していない本コンソーシアムの関係者を含む)に提供、開示または漏洩してはならない。
3. 本コンソーシアムの関係者は、本コンソーシアムの退会、除名あるいは解散による活動終了後、3年間は前各項の項目を遵守しなければならない。
4. 前各項にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。
 - (1) 既に公知のもの、あるいは自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 当該機密情報を知得した時点で既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 他の関係者から書面により開示を承諾されたもの
 - (5) 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

第48条 (成果の帰属)

1. 本コンソーシアムが主催する各活動過程において創作された全ての著作物に関する著作権は、創作した者(以下、「著作権者」という)に帰属するものとする。
2. R&D研究会員は、R&D研究会の成果について、他の当該R&D研究会の参加者(前項に定める著作権者を含む)の承諾及び対価の支払を要することなく、自社内において自己の業務を履行するために利用することができるものとする。この場合であっても、R&D研究会員は、第47条第2項を遵守するものとする。なお、R&D研究会員は、R&D研究会の成果を自己の連結子会社等の第三者へ利用許諾する場合は、他の当該R&D研究会の参加者(前項に定める著作権者を含む)の事前承諾を得るものとする。
3. 過去年度から継続して活動しているR&D研究会(以下、「継続R&D研究会」という)に、途中から参加するR&D研究会員が、過去年度において創作されたR&D研究会の成果の利用を請求する場合、事務局はその時点で当該継続R&D研究会に参加しているR&D研究会の参加者と協

- 議の上、その可否を決定することとする。
4. R&D 研究会員は、参加している R&D 研究会を退会する場合、自己が著作権を有する R&D 研究会の成果について、当該 R&D 研究会の活動のために必要な範囲で、他の当該 R&D 研究会の参加者が利用することを許諾するものとする。
 5. R&D 研究会員は、参加している R&D 研究会の成果を公表する場合、発表者の名義、発表内容、発表時期等について他の当該 R&D 研究会の参加者と事前に協議し、他の当該 R&D 研究会の参加者の承諾を得た上で実施することとする。
 6. R&D 研究会の活動過程において創作された、発明、考案及び意匠（以下、「発明等」という）に係る知的財産権（以下、「R&D 研究会の知的財産権」という）は、当該発明等に関わった R&D 研究会の参加者間で、当該 R&D 研究会の知的財産権に対する貢献度及びそれに応じた持分比率等について協議の上、その配分や取り扱いを定めるものとする。
 7. 発明等につき、特許等の出願を行う場合には、当該発明等に関わった R&D 研究会の参加者間で協議の上、その内容を定めるものとする。
 8. 発明等につき、当該発明等に関わった R&D 研究会の参加者は、他の当該発明等に関わった R&D 研究会の参加者の書面による承諾を得た上で、連結子会社に限り当該 R&D 研究会の知的財産権の全部又は一部を共有することができる。
 9. 発明等につき、当該発明等に関わった R&D 研究会の参加者は、他の当該発明等に関わった R&D 研究会の参加者（前項に基づき当該発明等の知的財産権の全部又は一部を連結子会社と共有とした場合は当該連結子会社を含む）の書面による承諾がない限り、当該 R&D 研究会の知的財産権の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとする。
10. 以下の各号に該当するものの取り扱いに関しては、本コンソーシアムでは関与しないものとする。
- (1) R&D 研究会の参加者がそれぞれ単独で創作した発明等に係る知的財産権
 - (2) R&D 研究会の参加者が、当該 R&D 研究会の外部において、当該 R&D 研究会の知的財産権を利用して、当該 R&D 研究会の参加者が単独、共同あるいは第三者と共同で創作した発明等に係る知的財産権
11. R&D 研究会の参加者は、前各項とは別に当該 R&D 研究会の成果及び R&D 研究会の知的財産権の取り扱いにかかる契約を、協議の上で締結することができる。
 12. 前各項にかかわらず、事務局が第4条（運営）に定める業務の遂行にあたり作成した成果物の著作権は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所に帰属するものとする。

第49条（損害賠償）

1. 本コンソーシアムの関係者は、本定款に違反し、その結果他の関係者に直接又は間接を問わず損害を与えた場合、当該他の関係者にかかる一切の賠償責任を負うものとする。ただし、損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。
2. 損害賠償は該当する関係者当事者間での協議事項とするものとし、当事者となる場合を除き、事務局は関知しないものとする。

第50条（会計及び活動報告）

事務局は、毎年度の会計及び活動の計画及び結果について、適切な時期にステアリングコミッティに報告し、報告内容について承認を得なければならない。

第51条（活動期間）

1. 本コンソーシアムの活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。ただし、初年度は設立日である平成22年10月1日を起点とする。
2. 本コンソーシアムの活動期間は、原則として、3月31日の活動終了後、翌日の4月1日より自動延長して開始されるものとする。

第52条（定款の変更）

本定款は、ステアリングコミッティの議決を得た場合又は全ての構成委員と事務局の事前承認を得た場合に限り変更できる。ただし、事務局は、ステアリングコミッティの議決を得ずに、第5条に定める会員種別の追加、変更及び削除を行うことができるものとし、これに伴う定款の変更を行えることとする。

第53条（解散）

1. 本コンソーシアムは、以下の各号のいずれかに該当するとき、ステアリングコミッティの議

決を得て解散する。

- (1) 第2条（目的）に示した本コンソーシアムの目的が達成されたとき
 - (2) その他、議長が必要と判断したとき
2. 本コンソーシアムにおいて残余財産が出た場合には、その取扱いや分配等についてステアリングコミッティの議決を得て決定する。

第54条（実施細則）

本定款の実施に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

以 上

別紙1. 応用脳科学コンソーシアム会員種別・費用一覧2018年7月4日改定

会員種別等	会費(※消費税別)				応用脳科学アカデミー				応用脳科学R&D研究会		ネットワーク	ステアリングコミッティ	備考
	入会金	年会費	年間研究費(実験費用を除く)	年間費用(入会金を除く)	登録可能人数	ベーシックコース	アドバンスコース	テクニカルコース	R&D研究会	ワークショップ			
会員種別等	・特別会員およびR&D研究会員の初年度のみ適用します。 ・但し、会員種別を変更する場合は差額を徴収します(マイナスの場合の返却は行いません)。 ・継続の場合、毎年総会開催後2カ月以内にお支払いを頂きます。 ・新規の場合は入会時にお支払い頂きます。	・継続の場合、毎年総会開催後2カ月以内にお支払いを頂きます。 ・新規の場合は入会時にお支払い頂きます。	・継続の場合、毎年総会開催後2カ月以内にお支払いを頂きます。 ・新規の場合は入会時にお支払い頂きます。	・実験費用、前年度から継続の研究会への追加参加費用は含まれていません。 ・年度途中の参加でも金額は同一です。	開催当日における最大出席人数(枠内であれば登録者変更可能)	脳科学・心理学等の基礎講座	テーマ別講座	協賛会員が主催する脳活動計測機器等に関するセミナー(別途参加費を必要とする場合があります)	特別会員主催/事務局主催(1つ参加につき100万円。ただし、実験費用は別途必要。)	研究機関・事務局共催(1つ参加につき30万円)	①メールマガジン等事務局による情報発信の利用 ②R&D研究会専用WEBサイト等の利用 ③倫理相談	本コンソーシアムの意思決定機関	備考 ※費用には別途消費税を頂戴します。
プラチナ会員(法人) (特別会員4年目以降)	無し	50万円	400万円	450万円 (年会費50万円 +年間研究費400万円)	10名	○	○	○	・400万円の年間研究費で600万円分の研究会に参加可能(枠を超えた分は実費負担) ・研究会の主催可能	全て無料で参加可能	○ (②参加している研究会に限る)	議決権一票あり	・R&D研究会のテーマを設定することができます(研究会の主催)。設定の際には、1テーマにつき200万円を事務局に納入する必要があります。 ・原則、複数の研究会に参加可能ですが、特別会員主催の研究会については主催企業の承諾が前提です。 ・原則、1つの研究会につき3社以上の参加企業があるものに限り開催することとします。 ・事務局主催の研究会によっては、参加企業を1業種1企業のみと限定することがあります。その場合、もっとも優先的に参加する権利があります。 ・前年度からの継続研究会は、研究会の状況により参加できないことがあります。 ・前年度からの継続研究会に参加する場合は、別途、追加費用が発生する場合があります。 ・当該年度に実験を行う研究会に参加する場合は、各研究会に定められた実験費用を事務局に納入する必要があります(自社が主催するものは除く)。
特別会員(法人)	150万円	50万円	400万円	450万円 (年会費50万円 +年間研究費400万円)	10名	○	○	○	・400万円の年間研究費で550万円分の研究会に参加可能(枠を超えた分は実費負担) ・研究会の主催可能	全て無料で参加可能	○ (②参加している研究会に限る)	議決権一票あり	・R&D研究会のテーマを設定することができます(研究会の主催)。設定の際には、1テーマにつき200万円を事務局に納入する必要があります。 ・原則、複数の研究会に参加可能ですが、特別会員主催の研究会については主催企業の承諾が前提です。 ・原則、1つの研究会につき3社以上の参加企業があるものに限り開催することとします。 ・事務局主催の研究会によっては、参加企業を1業種1企業のみと限定することがあります。その場合、プラチナ会員に次いで優先的に参加する権利があります。 ・前年度からの継続研究会は、研究会の状況により参加できないことがあります。 ・前年度からの継続研究会に参加する場合は、別途、追加費用が発生する場合があります。 ・当該年度に実験を行う研究会に参加する場合は、各研究会に定められた実験費用を事務局に納入する必要があります(自社が主催するものは除く)。
ゴールド会員(法人) (R&D研究会員4年目以降)	無し	50万円	100万円	150万円 (年会費50万円 +年間研究費100万円)	4名 (2つ目以降の研究会1つ参加につき2名増員可能)	○	○	○	1つ参加可能 (2つ目以降は実費負担)	2つ無料で参加可能 (有料で追加参加可能)	○ (②参加している研究会に限る)	オブザーバー参加可能	・原則、複数の研究会に参加可能ですが、特別会員主催の研究会については主催企業の承諾が前提です。 ・事務局主催の研究会によっては、参加企業を1業種1企業のみと限定することがあります。その場合、プラチナ会員、特別会員の次に優先的に参加する権利があります。 ・前年度からの継続研究会は研究会の状況により参加できないことがあります。 ・前年度からの継続研究会に参加する場合は、別途、追加費用が発生する場合があります。 ・当該年度に実験を行う研究会に参加する場合は、各研究会に定められた実験費用を納入する必要があります。
R&D研究会員(法人)	50万円	50万円	100万円	150万円 (年会費50万円 +年間研究費100万円)	4名 (2つ目以降の研究会1つ参加につき2名増員可能)	○	○	○	1つ参加可能 (2つ目以降は実費負担)	1つ無料で参加可能 (有料で追加参加可能)	○ (②参加している研究会に限る)	オブザーバー参加可能	・原則、複数の研究会に参加可能ですが、特別会員主催の研究会については主催企業の承諾が前提です。 ・事務局主催の研究会によっては、参加企業を1業種1企業のみと限定することがあります。その場合、プラチナ会員、特別会員、ゴールド会員の次に参加する権利があります。 ・前年度からの継続研究会は研究会の状況により参加できないことがあります。 ・前年度からの継続研究会に参加する場合は、別途、追加費用が発生する場合があります。 ・当該年度に実験を行う研究会に参加する場合は、各研究会に定められた実験費用を納入する必要があります。
協賛会員	無し	10万円/口以上	必要に応じて事務局より参加要請	10万円/口(資本金1億円以上は2口以上)	0名	×	×	×	必要に応じて参加要請。	参加できません。	○ (②参加している研究会に限る)	オブザーバー参加可能	・R&D研究会の活動において協賛企業の協力の必要性が生じた際に、主幹事会員(事務局主催の場合は事務局)の要請を以て、当該R&D研究会に参加することができます。 ・協賛会員が参加できるR&D研究会の数は制限されません。
一般会員(法人)	無し	50万円	適用外	50万円(年会費のみ)	2名	○	○	○	参加できません。	1つ無料で参加可能 (有料で追加参加可能)	①、③ 利用可能	オブザーバー参加可能	・2つ目以降のWorkshopに1つ30万円参加可能。
アカデミー会員 ベーシックコース全3回	無し	10万円	適用外	10万円(年会費のみ)	1名	○	×	○	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・ベーシックコース全3回(6講座)を受講可能 ・ベーシックコースで欠席された場合は、その回のストリーミング視聴可能 ・日本神経科学学会、日本認知心理学会の会員は10%割引
アカデミー会員 アドバンス 1回	無し	4万円	適用外	4万円(年会費のみ)	1名	×	○	○	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・アドバンスコースの中から1回(3講座)を選択して受講可能
アカデミー会員 アドバンス 3回	無し	10万円	適用外	10万円(年会費のみ)	1名	×	○	○	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・アドバンスコースの中から3回(9講座)を選択して受講可能
アカデミー会員 アドバンス 6回	無し	18万円	適用外	18万円(年会費のみ)	1名	×	○	○	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・アドバンスコースの中から6回(18講座)を選択して受講可能
アカデミー会員 アドバンス 9回	無し	24万円	適用外	24万円(年会費のみ)	1名	×	○	○	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・アドバンスコースの中から9回(27講座)を選択して受講可能
アカデミー会員 アドバンス 全12回	無し	30万円	適用外	30万円(年会費のみ)	1名	×	○	○	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・アドバンスコース全12回(36講座)を受講可能
アカデミー会員 アカデミー団体コース	無し	150万円	適用外	150万円(年会費のみ)	10名	○	○	○	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・ベーシックコースとアドバンス全コース受講可能(1人追加につき15万円) ・ベーシックコースで欠席された場合は、その回のストリーミング視聴可能
アカデミー会員 ベーシック・ストリーミングコース	無し	6万円	適用外	6万円(年会費のみ)	1名	○	×	×	参加できません。	参加できません。	①、③ 利用可能	×	・ベーシックコースをパッケージにしてストリーミング視聴形式にて行うコース ・ベーシックコース終了後に開催・販売予定。